いわてで、新たなスタートを。

2026
開始



いわて若者U・Iターン支援金

全国から岩手県にU・Iターンする

若者（40歳未満）が対象です

一般

基礎額

【世帯】25万円
【単身】15万円

加算額

【子育て加算】
18歳未満の子ども1人につき　25万円

【若者加算】
申請者が26歳未満なら　5万円

【女性加算】
申請者が女性なら　5万円

岩手県への移住（転入）前に、直近1年間を含め、過去10年間で通算５年以上**岩手県外**に在住している方

新卒者

基礎額

15万円

加算額

【若者加算】
申請者が26歳未満なら　5万円

【女性加算】
申請者が女性なら　5万円

岩手県外の大学等（裏面参照）に在籍し、岩手県への移住直前の３年以内に卒業修了した方

移住後において満たすべき要件などがあります。詳細は裏面をご覧ください。

＜令和８年度実施市町村＞
宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、普代村、軽米町、一戸町

＜注＞
移住先の市町村によって制度の導入の有無や導入時期、要件・金額等が異なります。
申請前に必ず県・市町村へお問合せください。

お問い合わせはこちら

【制度概要】
岩手県 商工労働観光部
定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
電話：019-629-5587
mail：AE0005@pref.iwate.jp

【申請方法】
各市町村の移住相談窓口
又はU・Ｉターン就職相談窓口

制度について
岩手県ホームページ

▼対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

【一般】

岩手県内（移住先の市町村）へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜**移住前要件**＞次の３つ全てに該当

① 岩手県に移住する直前の10年間のうち通算５年以上、岩手県外に在住
② 岩手県に移住する直前、連続して１年以上、岩手県外に在住
③ 岩手県への移住時に住民票を岩手県外から異動

＜**移住後要件**＞次のいずれか１つに該当

① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から５年以上継続する意思がある
④ 岩手県に移住する前からの業務をテレワークで継続
⑤ 移住先の市町村が別に定める要件に該当

県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」

【新卒者】

岩手県内（移住先の市町村）へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

＜**移住前要件**＞次の３つ全てに該当

① 岩手県に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと
② 岩手県への移住直前の３年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
③ 岩手県への移住時に住民票を岩手県外から異動（※）

※ 市町村によっては、進学に伴い岩手県外へ住民票を異動しなかった場合でも支給対象とする場合があります。詳しくは移住先の市町村へお問い合わせください。

＜**移住後要件**＞次のいずれか１つに該当

① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”（新卒求人）に就業
② 移住先の市町村が別に定める要件に該当

申請には県が実施する「いわて若者Ｕ・Ｉターン支援金申請者向けアンケート」への回答が必要です。

いわて若者Ｕ・Ｉターン支援金申請者向けアンケート

▼よくあるご質問 Ｑ＆Ａ

Ｑ１ 申請のタイミングを教えてください。

Ａ１ 申請期限は移住(転入)後１年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から１年以内まで申請が可能です。ただし、市町村によって、制度の導入の有無や導入時期、要件・金額、令和８年度の申請書提出期限などが異なりますので、必ず市町村へお問い合わせください。

Ｑ２ 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

Ａ２ ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施することなどが要件です。

Ｑ３ 「岩手県移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。

できません。

Ｑ４ 必ず住民票を岩手県外から岩手県内に異動しなければ、要件に該当しませんか。

Ａ４ 「一般」の区分に該当する場合は、住民票を岩手県内（移住先の市町村）へ異動することが必須となります。一方で、「新卒者」の区分に該当する場合は、市町村によって、進学に伴い岩手県外へ住民票を異動しなかった場合でも支給対象とする場合があります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

Ｑ５ 支援金の使途に制限はありますか。

Ａ５ 制限はありません。ただし、市町村によっては、移転費や家賃など、移住に要した特定の経費に対してのみ本支援金を支給する場合があります。詳しくは市町村へお問い合わせください。
なお、移住に要した特定の経費に対して本支援金の支給を受けた場合、当該支給の対象となった経費については、他の支援金制度からの併給はできません。（例えば、移転費について「結婚新生活支援事業」から補助を受けている場合、本支援金について移転費を対象経費として申請することはできません）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。